

中小企業経営者の皆さま

『ガバナンス体制整備支援』 ご存じですか？

ガバナンス体制整備支援とは？

- ✓ 経営の透明性確保・・・金融機関への財務情報の適時適切な開示等を行う
- ✓ 法人個人の分離・・・資産の所有やお金のやりとりに関し、法人と経営者の関係を明確に分ける
- ✓ 財務基盤の強化・・・法人のみの資産や収益力で返済が可能となるよう、財務基盤を強化する

中小企業活性化協議会や認定経営革新等支援機関の「収益力改善支援」を通してガバナンス体制を整備することで、中小企業の規律ある経営体制の構築、持続的な成長、中長期的な企業価値の向上を目指します。

※認定経営革新等支援機関・・・中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関。

協議会の収益力改善支援の中で、ガバナンス体制整備に取り組むことにより企業の信用度が高まり、経営者保証の解除や金融機関との取引状況の改善が可能になるかもしれません。

中小企業活性化協議会

(相談先一覧)



認定経営革新等支援機関

(相談先一覧)



支援内容一覧



お気軽にご相談を！

2023年3月末で事業承継・引継ぎ支援センターの
経営者保証コーディネーターによる経営者保証解除支援は終了し、
中小企業活性化協議会による支援に移行します

2023年3月末までの
事業承継・引継ぎ支援センターでの
経営者保証解除支援

- ✓ 事業者の経営者保証ガイド
ライン充足状況の確認
 - ✓ 専門家派遣による金融機関
との目線合わせのサポート
- ※事業承継時に限定

2023年4月からの
中小企業活性化協議会による
ガバナンス体制整備支援

- ガバナンス体制の整備・収益力改善の支援によ
り中小企業の持続的な成長や中長期的な
企業価値向上の実現を目指す
- 経営者保証に依存しない企業体質づくりの
お手伝い

経営者保証コーディネーターの支援を受けた方で、2023年4月以降も続けて支援を希望する場合

- ✓ 経営者保証コーディネーターから指摘を受け対応中の方
- ✓ 次回決算期等までに改善の取組が必要等解決する課題のある方

2023年4月からガバナンス体制整備支援での対応となります。
中小企業活性化協議会に改めてご相談ください。

事業承継特別保証等制度で保証料減免を希望する事業者様へ

- 2023年3月末までに経営者保証コーディネーターの支援により
事業承継特別保証等で保証率減免を希望したものの、2023年3月末までに
事業承継時判断材料チェックシートの確認が終わらない場合、2023年4月以降は
中小企業活性化協議会のチェックも必要となります。
- 2023年4月以降に事業承継特別保証等で保証率減免を希望される場合は、まず、
①中小企業活性化協議会によるガバナンス体制の確認を受けた後、②事業承継・引継ぎ
支援センターによる事業承継計画の確認を受けることが必要となります。